

## 函館市下水排除基準

水質項目	排除基準	
水素イオン濃度	水素指数 5 を超え 9 未満	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1 リットルにつき 5 日間に 600 ミリグラム未満	
浮遊物質量 (SS)	1 リットルにつき 600 ミリグラム未満	
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.03 ミリグラム以下	
シアン化合物	1 リットルにつきシアン 1 ミリグラム以下	
有機リン化合物	1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.1 ミリグラム以下	
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.5 ミリグラム以下	
ひ素及びその化合物	1 リットルにつき砒素 0.1 ミリグラム以下	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.005 ミリグラム以下	
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下	
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下	
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム以下	
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	
1,2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下	
1,1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	
シス 1,2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.4 ミリグラム以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 3 ミリグラム以下	
1,1,2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム以下	
1,3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	
チウラム	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム以下	
シマジン	1 リットルにつき 0.03 ミリグラム以下	
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム以下	
ベンゼン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下	
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.1 ミリグラム以下	
ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素 230 ミリグラム以下	
ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素 15 ミリグラム以下	
1,4-ジオキサン	1 リットルにつき 0.5 ミリグラム以下	
フェノール類	1 リットルにつき 5 ミリグラム以下	
銅及びその化合物	1 リットルにつき銅 3 ミリグラム以下	
亜鉛及びその化合物	1 リットルにつき亜鉛 2 ミリグラム以下	
鉄及びその化合物 (溶解性)	1 リットルにつき鉄 10 ミリグラム以下	
マンガン及びその化合物 (溶解性)	1 リットルにつきマンガン 10 ミリグラム以下	
クロム及びその化合物	1 リットルにつきクロム 2 ミリグラム以下	
ダイオキシン類	1 リットルにつき 10 pg-TEQ 以下	
アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	1 リットルにつき 380 ミリグラム未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	動植物油脂類含有量	1 リットルにつき 30 ミリグラム以下
	鉱油類含有量	1 リットルにつき 5 ミリグラム以下
温度	45 度未満	
ヨウ素消費量	1 リットルにつき 220 ミリグラム未満	